

## 食品安全委員会（第679回会合）議事概要

日 時：平成29年12月26日（火） 14：00～14：47

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 名出席

傍聴者：報道 2名、行政機関 5名、一般 4名

### 議事概要

#### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

##### ・動物用医薬品

過酸化水素を有効成分とするふぐ目魚類及びすずき目魚類の外部寄生虫駆除剤（ムシオチール）

→農林水産省から説明。

本件について、動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

##### ・遺伝子組換え食品等

JPAN001株を利用して生産されたグルコアミラーゼ

（厚生労働省からの説明）

JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ

（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

ミラクリン発現トマト（TU-IPI05-1）

（農林水産省からの説明）

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

##### ・飼料添加物

アルカリ性プロテアーゼ

（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明。

本件について、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

#### （2）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

##### ・「モネパンテル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→吉田委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意

見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3) プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→山本委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をプリオン専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「ベタメタゾン」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「RFESC02株を利用して生産されたリボフラビン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ベタメタゾンの一日摂取許容量（ADI）を $0.01\mu\text{g}/\text{kg}$  体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

→事務局から説明

「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(5) その他

- ・農薬の食品健康影響評価におけるイヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の取扱いについて

→事務局から報告。